

京都府提案：文化庁、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館、(独)国立文化財機構

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について 地域特性と機関のミッションとの 関連(他県民からも理解されるもの かの観点)	<p>①「文化芸術立国」を目指すためには、全国各地が持つ歴史と伝統に基づく文化を守り育み、新たな文化をつくり、海外へ発信していくことが重要。</p> <p>②政治・経済が集中する東京では、文化への関心が二次的になりかねない。東京から移転することで、「政治・経済」と「文化」の二元化による文化力の発現を図るべき。</p> <p>③その際、京都は移転先として適地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千年以上にわたり文化を守り・育んできた歴史と知恵があり、各地域へ貢献可能 ・国宝の約5割、重要文化財の約4割など国指定文化財の多くが関東より関西・京都に集積。文化財保存を支える人材の層も厚い ・伝統文化の継承や伝統に基づく新たな文化の創造に加え、舞台芸術、現代芸術、映画・映像等コンテンツ分野の集積や人材育成の基盤あり ・京都迎賓館、国立京都国際会館、国立国会図書館関西館など情報発信基盤あり 	<p>①文化庁のミッションは、特定地域に偏ることなく全国的な視点で、法令・予算・税制等の様々な政策手段を通じて文化振興政策を実施すること。</p> <p>②政治・経済との関係について；今日の文化行政は、文化芸術と社会との関わり、すなわち芸術文化の創造力による教育・社会包摂の支援や、地域の文化資源を活かしたまちづくり・観光振興など、他分野行政との連携が重要となっている。こうした観点から、政治・経済との関係は文化行政に深みや広がりをもたらしそれ、一概に妨げとは言えない。</p> <p>③国の文化財行政の対象は関西・京都に集中しているわけではない(文化財補助金交付実績において、関西が占める割合は、金額で20%、件数で16%(関連資料あり))。</p> <p>④なお、芸術家の27%が東京在住、演奏会の39%、ステージ公演の61%が東京公演。</p> <p>⑤文化行政の優れた取組は各地に見られる(文化芸術の創造性を活かしたまちづくりや地域再生に先駆的に取り組む都市群の例：「創造都市ネットワーク日本」等)。</p>
東京から移転し そこで政策の企 画立案をすること による国全体に とってのメリット・ デメリット(現在及 び将来の政策へ の付加価値・影 響等の観点)	<p>① 文化振興の企画立案機能の向上 歴史や伝統に根差した文化の継承や、新しい文化創造の企画立案機能が向上</p> <p>② 文化財行政の企画立案及び業務執行能力の向上 国宝等文化財の現場に近く、効率的な業務執行が可能。また、文化財活用の官民ノウハウが蓄積しており、全国各地の文化財保存活用策の企画立案機能が向上</p> <p>③ 文化の国際発信機能の向上 海外の文化人・文化行政関係者等に有形無形の伝統文化に触れていただくことができ、日本文化の海外発信に寄与</p> <p>④ 文化行政に携わる方々の感性の向上 暮らしに根付いた文化や伝統芸能等に日常から触れることにより、文化行政に携わる方々の感性が磨かれ、その研さんに寄与</p>	<p>①文化庁の業務には、文部科学省本省との間は言うまでもなく、観光庁、外務省、経済産業省をはじめとする関係府省との日常的な連携、国会議員や財務省等との緊密な意見交換・調整、各国大使館や産業界、関係団体との情報交換や協力等が不可欠であり、東京に立地するメリットは大きい。</p> <p>このため、移転すれば一定の機能低下や新たな負担が生じるが、それを埋めるような文化行政上のメリット(京都に移ることにより、文化政策の企画立案機能がどのように向上するのか)が明らかでない。</p> <p>②文化の「多極化」や文化の力による地方創生は、文化行政上の重要課題であるが、それを達成する手段は文化庁の移転ではない。現在文化庁はこの課題に関して、文化審議会で議論を深めるとともに、「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」等の取組により、全国自治体の文化行政の推進体制の充実を図っているところである。</p>
政策執行面にお ける効率性(機関 の機能の維持・ 向上可能性、組 織・費用の肥大 化の抑制等の観 点)	<p>①文化庁予算のうち、4割は文化財の保存等、3割は国立施設整備等交付金。その他も文化芸術活動への助成等は書面審査。京都でも十分業務執行が可能。</p> <p>②文化財や文化財保存技術が関西・京都に集積していることから、現場に近くなり、効率的な業務執行や文化財活用の企画立案等機能の向上に寄与。</p> <p>③文化庁等の事業を支援する产学研等の体制構築、「日本文化財保存修復国際センター構想」など文化庁等との協働プロジェクトの実施、相互連携を図るための職員派遣などにより、文化庁等の機能の維持・向上を支援。</p> <p>④国会の委員会出席回数は年平均20回程度。答弁は次長による著作権法関連の内容が大半。東京分室設置やICT活用等により移転の影響を僅少化。</p> <p>⑤官邸の非常招集による危機管理対応業務がない。</p> <p>⑥3独法は内部管理業務が中心で、国会対応もない。</p>	<p>①文化行政は、例えば著作物の保護と利用の促進のための著作権法改正や、美術品の公開促進のための法律制定、民間の寄附を促進するための税制措置等、(予算に限らず)様々な政策手段を通じて文化振興を図っている。また他分野行政との連携の必要性も高まっている。こうした業務を行う行政として、立法府との関係、その他関係各方面(関係府省、全国の地方公共団体、関係民間団体等)との関係は必須である。</p> <p>・国会の「年平均20回程度」は部分的な数字である。質問対応件数約250件(主担当に限った件数)に加え、対面の説明要求で年間約500件、議連や党の会議出席で週3・5回対応している。</p> <p>・ICTに関しては、国会質疑や民間団体とのやりとり等も含めた実現性が現時点では明らかでない。また、危機対応時には文化庁幹部は緊急参集し、官邸等と連携して対応にあたっている。</p> <p>②提案は、国・独立行政法人の組織・費用の増大が前提となっている(「東京分室」等)。本来文化行政に充てるべき人員や予算が割かれることとなれば、文化行政の遅れにつながることも懸念される。</p>
その他	<p>①市有地や府有地も含め、京都市内の土地を提供</p> <p>②移転を前提とした協議の中で、経費削減を国と検討</p> <p>③文化庁等に府市から職員を派遣し、移転業務を支援</p>	<p>○土地の有償／無償の別や、庁舎建物・設備の費用等の計画が不明。またこれ以外にも、東京における必要な連絡要員の配置や東京への出張経費をはじめとする各種経常経費が、後年度負担として生じる。</p>